

令和 7 年度「かわまちづくり計画」の募集開始！

～こどもが安全に自然に触れられるかわまちづくりを促進します～

河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な水辺空間の形成を目指し、実施体制が確立され、実現性が高く、熱意にあふれた「かわまちづくり計画」を募集します。

《 かわまちづくり 》

地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村や民間事業者、地域住民と河川管理者が連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す取組です。国土交通省では、かわまちづくりを促進するため、平成21年度に「かわまちづくり」支援制度を創設し、河川管理者がハード・ソフト面で支援を行っています。（別紙 1、2）

（令和 6 年度末時点で 286 か所の「かわまちづくり計画」を登録済）

《 申請概要 》

1. 申請受付締切：令和 7 年 6 月 27 日（金） 17：00 必着
2. 申請方法：申請様式を、申請地区所管の地方整備局等専用窓口へ提出
※申請様式や申請方法の詳細は、かわまちづくり申請地区所管の地方整備局等専用窓口（別紙 3）にお尋ねください。
※かわまちづくり計画の作成を検討されている場合も、お気軽にご相談ください。
※かわまちづくり計画策定の手引きについても公表していますので、ご参考下さい。
3. その他：かわまちづくり計画の登録は 8 月頃を予定しています。

【かわまちづくり計画策定の手引き】

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/tebiki/index.html>

【かわまちづくりウェブサイト】

全国各地の取組や先進事例等はここに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>

添付資料

- | | |
|--------|----------------------------|
| 別紙 1－1 | 「かわまちづくり」支援制度の概要 |
| 別紙 1－2 | 令和 6 年度「かわまち大賞」受賞箇所の取組及び評価 |
| 別紙 2 | 「かわまちづくり」支援制度実施要綱 |
| 別紙 3 | 「かわまちづくり計画」の作成等に関する専用窓口 |



【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川環境課 課長補佐 寺田、係長 大石
TEL 代表：03-5253-8111（内線 35-442、35-445）、直通：03-5253-8447

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す。（令和6年度末時点：286か所）

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等によるオープンカフェなど河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



水面上遊歩道のイベントや舟運等での活用
（道頓堀川／大阪市）



河岸緑地へのオープンカフェの設置
（京橋川／広島市）

先進的な取組の情報提供



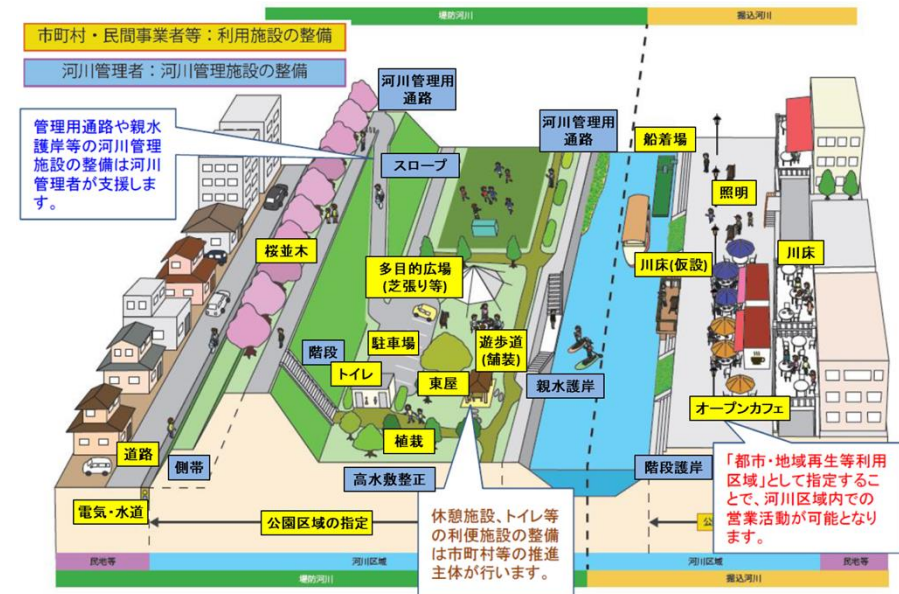
民間事業者のエリアマネジメントによる
管理・運営（信濃川／新潟市）



河川敷広場への新たな賑わい拠点の整備
（木曽川／美濃加茂市）

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援
（市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備）



河川管理用通路の利用
（最上川／長井市）



親水護岸の利用
（新町川／徳島市）



びらとりちょう

平取町かわまちづくり

【題名】 沙流川の歴史と文化遺産を活かした賑わいづくり

【河川】 沙流川水系・沙流川（一級河川）



かわまちづくりの概要

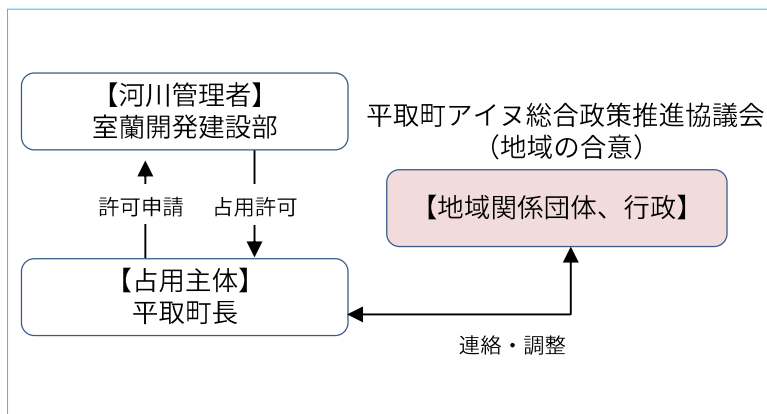
- ・河川敷をアイヌ文化の有用植物（カヤやガマ）の生育箇所として基盤整備し、町が移植作業を行い、カヤは伝統的住居「チセ」の材料として、ガマは民具の素材として活用している。また、フットパスや河岸の整備によりチササンケ（舟おろしの儀式）体験等のイベントを開催し、アイヌ文化を活かしたかわまちづくりに取り組んでいる。
- ・各分野の多様な主体が参入しアイヌ文化を学習する研修プログラムや定期的なイベント等の活動を実施しており、近年では活動の場を海外にも広げている。
- ・環境整備により終日体験プログラムの実施が可能となり、来訪者数の増加や滞在時間の向上につながっている。

評価のポイント

- ・地域や住民の文化の振興・保全や、これら文化と結びついたヨシ原の再生・保全等のために河川空間を明確に位置づけた、かわまち大賞として初めての取組であり、全国の河川空間の参考となることが期待される。
- ・地域や住民の文化遺産に不可欠な有用植物（カヤやガマ）の再生やその植物を用いた伝統的な建築様式の維持・継承など、河川空間のオープン化等の制度を活用し、民間事業者の恒久的な参入を得ながら、継続的に活動を実施している。
- ・世代を超えて地域や住民の文化が継承されるよう、町の「平取町アイヌ施策推進地域計画」に位置づけた上で、チセづくりの復元技術等を若い世代の担い手に継承するとともに、河川空間を効果的に活用している。

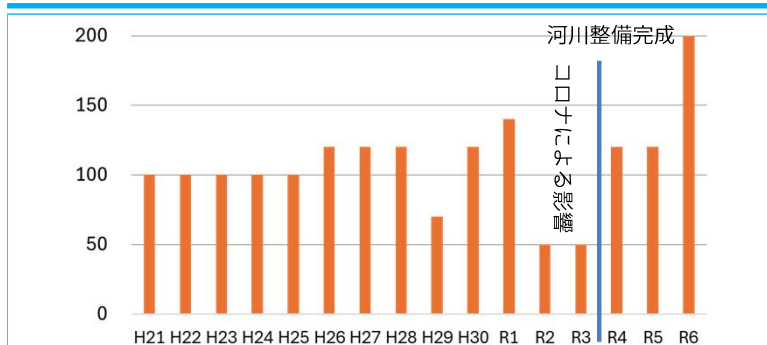
体制

- ・平取町アイヌ総合政策推進協議会



管理運営体制図

効果



チフ（丸木舟）の乗船体験者数

問合せ先：平取町アイヌ施策推進課

TEL：01457-2-2341

E-Mail：ainu.shisaku@town.biratori.lg.jp



せいせき さくらが おか

聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり

【題名】 川を起点に賑わい拡がる 持続可能なかわまちづくり

【河川】 多摩川水系・多摩川（一級河川）



かわまちづくりの概要

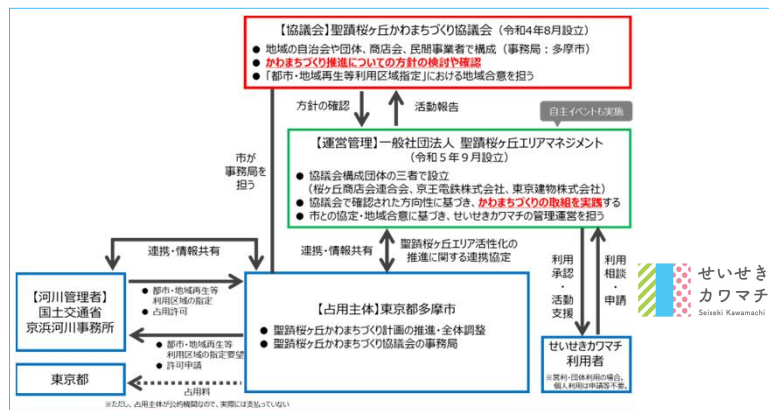
- ・駅近くの河川空間に芝生広場「せいせきカワマチ（多摩川河川敷芝生広場）」を整備し、堤防天端にはキッチンカー停車場や案内看板を設置して新たな賑わい拠点を創出した。隣接エリアでは商業施設やタワーマンションも建設され、地域全体で活用が進められている。
- ・社会実験を経て広場の利用ルールを設定し、民間事業者や地域団体による多様な活用を展開。協議会でかわまちづくり推進の方針を検討し、実行組織として設立したエリアマネジメント団体が管理運営を担い、収益事業やイベントを通じた地域活性化を推進している。
- ・親水軸を通過する歩行者数が増加し、イベント時・日常を問わず市民に親まれる河川空間となっている。

評価のポイント

- ・市が「せいせきカワマチ」を整備・占用した上で、商店会と民間事業者から成るエリアマネジメント団体が運用管理を担い、地域の関係者・団体と意見交換を重ねて河川空間の利活用ルールを充実させながら、活動を実践・継続するなど、都市部のかわまちづくりの参考となることが期待される。
- ・先行する土地区画整理事業、分譲マンションの建設、隣接商業施設の開発などと歩調を合わせ、早い段階からデベロッパーなど関係者と連携しながら、かわまちづくりを進めている。
- ・日常的な河川敷利用につながるよう、備品や遊び道具のレンタル事業を行ったり、認知度向上につながるよう、せいせきカワマチの愛称・ロゴマークを決定し、行政や企業が広く使用するなど取り組んでいる。

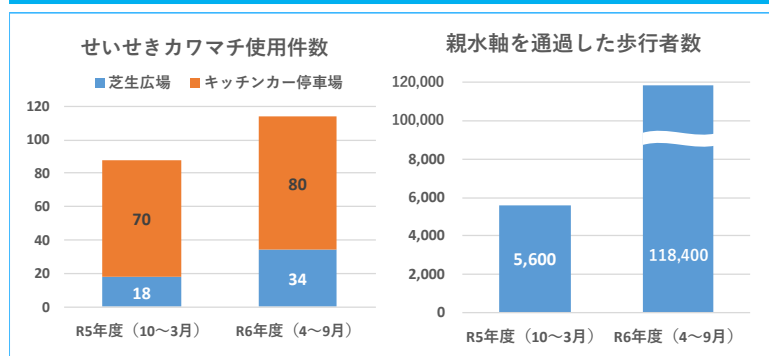
体制

- ・推進主体：聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会
一般社団法人聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメント 他



管理運営体制図

効果



せいせきカワマチ使用件数および親水軸歩行者数

問合せ先：多摩市行政管理課

TEL：042-338-6948

E-Mail：tm035000@city.tama.tokyo.jp



うしづま ち く

牛妻地区かわまちづくり

【題名】 うしづま水辺の楽校

【河川】 安倍川水系・安倍川（一級河川）



かわまちづくりの概要

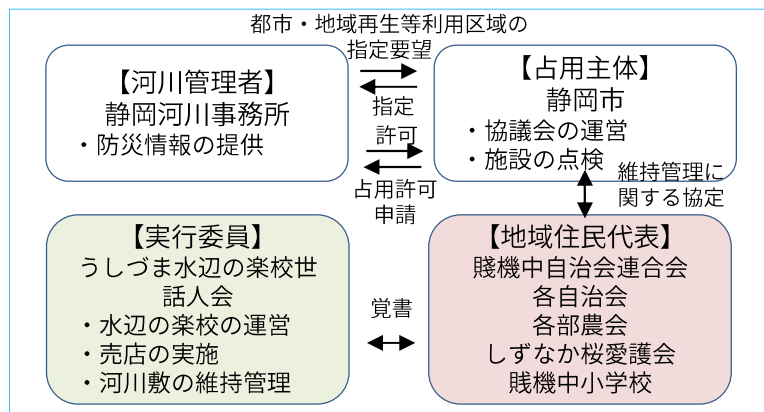
- 国が整備した水辺の楽校（親水池）を占用し、市と地域住民が施設の維持管理協定を締結することで、様々な活動が進められている。
- 河川空間のオープン化を活用しイベント時に屋台を出店し、更なる賑わいを創出している。また、その収益を維持管理や活動運営に循環させている。
- 市が整備した「水辺の散歩道」、「しずな桜公園」では、地域住民が桜の植樹・維持管理を行うとともに、自治会主催の桜まつりやライトアップが行われ、地域の憩いの場となっている。

評価のポイント

- 「水辺の楽校」と「かわまちづくり」を組み合わせ、15年の長きに渡り地域住民が自発的・継続的に多様な活動を行うことで、こどもの時に参加した方々が、成人後も引き続き、こどもと共に家族で参加するなど、世代を超えて地元で親しまれる河川空間を作り出している。
- 限られた河川空間を活用し、家族で楽しめる河川空間を創出するため、こどもでも安全に楽しめるような「幼児用プール」の設置や、こどもたちが自然や河川環境に対し関心を持てるよう、水辺の楽校における生き物のパネル展示や自然講習会を実施するなどの工夫が見られる。
- ボランティアでの活動を継続・発展させるため、地域住民による「水辺の楽校世話人会」が、新たに河川空間のオープン化等の制度を活用し、屋台出店の売り上げによって運営・管理に必要な費用を確保するなど取り組んでいる。

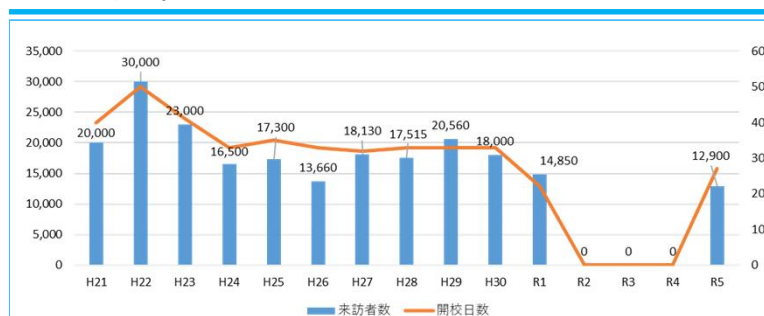
体制

- 推進主体：牛妻地区水辺利用調整協議会



管理運営体制図

効果



※R2、R3、R4年度は、コロナ禍のため中止。

水辺の楽校来訪者数と開校日数の推移

問合せ先：静岡市建設局土木部河川課

TEL：054-221-1087

E-Mail：kasen@city.shizuoka.lg.jp

「かわまちづくり」支援制度実施要綱

第 1 目的

この要綱は、河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組を定める「かわまちづくり計画」の作成及び「かわまちづくり」支援制度（以下「支援制度」という。）への登録等に係る事項を規定し、河川管理者が「かわまちづくり」の取組を支援し、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指すことを目的とする。

第 2 定義

1. この要綱において「かわまちづくり」とは、河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す取組をいう。
2. この要綱において「かわまちづくり計画」とは、支援制度に登録するため、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体が作成する計画をいう。
3. この要綱において「ソフト施策」とは、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体と連携して検討を実施することや、河川敷地占用許可準則（平成 28 年 5 月 30 日 国水政第 33 号）（以下「準則」という。）第 22 による都市・地域再生等利用区域の指定をすることなど、柔軟な提案・発想を活かして、河川管理者が支援する施策をいう。
4. この要綱において「ハード施策」とは、「かわまちづくり」において河川管理者が推進主体と連携して、まち空間と融合した賑わいある良好な河川空間を創出するために、治水上の安全・安心に寄与するとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで地域活性化に寄与する河川管理施設を整備する施策をいう。
5. この要綱において「民間事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 準則第 22 の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域の占用主体として指定を受けている者
 - 二 河川法第 20 条の規定に基づき、河川管理者の承認を受けて、河川区域内において賑わいある良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者で、当該施設の整備・利用について市町村長の同意を得ている者
 - 三 河川区域に隣接する土地において、賑わいある良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者で、当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている者

第 3 対象河川

支援制度の対象となる河川は、一級河川、二級河川及び準用河川とする。

第 4 推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会
4. 民間事業者

第5 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備・活用を計画し、賑わいある良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、地域活性化に資する河川整備を行う必要がある河川

第6 「かわまちづくり計画」の作成等

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
 - (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標
 - (2) 支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策）
 - (3) 推進体制
 - (4) 安全な河川利用に向けた取組
 - (5) 準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組
 - (6) 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組
 - (7) 維持管理計画
 - (8) その他特筆すべき事項
3. 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通本省及び地方支分部局に窓口を設ける。

第7 「かわまちづくり計画」の登録

1. 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。
2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の定量的目標、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性・継続性を勘案した上で、実現可能性等が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。

なお、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組の内容について、確認を行うものとする。

3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して

登録証を交付する。

第8 「かわまちづくり計画」の変更

1. 推進主体は、支援制度への登録を受けた後に、「かわまちづくり計画」の内容について重要な変更の必要が生じた場合は、「かわまちづくり計画」の変更を行う。
2. 「かわまちづくり計画」については、地域の状況を踏まえ、計画登録後又は変更登録後、少なくとも5年以内に登録内容及び取組状況を、推進主体と河川管理者と共同で検証し、必要に応じ計画の変更を行う。
3. 変更の手続きについては、第7の規定を準用する。

第9 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し

水管理・国土保全局長は、推進主体及び「かわまちづくり計画」の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を取り消す。

1. 推進主体に民間事業者が含まれる場合、その民間事業者が第2 5. の要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
2. 「かわまちづくり計画」の対象となる河川が、第5 登録要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
3. 第7 2. で勘案した事項の状況に変化が生じ、「かわまちづくり計画」の実現可能性が低いと水管理・国土保全局長が認める場合

第10 河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点からオープンカフェやドローンポート、地域が主体となって実施するイベント施設の設置等、河川空間を活かした賑わい創出に寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援
- 四 河川利用者の安全確保に向けた川の指導者の安全講習等の受講、啓発活動等を支援

2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上の安全・安心に寄与する河川管理施設であるとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理施設の整備及びそれと一体となった生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道整備を、事業着手後、概ね5か年で積極的に推進する。

第11 河川整備計画等との整合

河川管理者は、「かわまちづくり計画」に基づき整備する河川管理施設については、河川整備計画（未作成河川については、工事实施基本計画又は河川改良工事全体計画、準用河川においては準用河川改修計画等）との整合を図るものとする。

第 1 2 良好な空間の保全

推進主体及び河川管理者は、「かわまちづくり計画」により整備された良好な空間の保全のために、関係施設の適正な維持管理を行わなければならない。

洪水による災害を防除するために設置された施設以外の維持管理については、推進主体と河川管理者等が協議し、あらかじめ適正な管理の方法を定めるものとする。

第 1 3 その他

1. 「かわまちづくり計画」の作成及び事業の実施にあたっては、関連するまちづくりの計画等との調和に配慮するとともに、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。
2. 民間事業者が推進主体となり、「かわまちづくり計画」の作成、登録及び事業を実施しようとするときは、河川管理者及び市町村を含むかわまちづくりに関する協議会等を設置し、地域の合意を図らなければならない。
3. その他この要綱の実施に必要な事項については、別途定める。

附則

1. この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和 5 年 3 月 3 0 日付国水環第 1 5 5 号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱は廃止する。なお、廃止前の要綱に基づき行われている事業（附則 2 に基づき、平成 2 1 年 4 月 1 日付国河環第 1 1 7 号、平成 2 2 年 4 月 1 日付国河環第 1 2 6 号及び平成 2 8 年 2 月 1 0 日付国河環第 1 0 9 号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱を適用している事業を含む。）については事業完了まで、廃止前の要綱を、効力を有するものと見なして適用することができるものとする。

【別紙 3】

「かわまちづくり計画」の作成等に関する専用窓口

地区	窓 口 【①国管理の区間 ②都道府県等管理の区間】
北海道	北海道開発局 所在地：〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎 ① 河川工事課 電 話：011-709-2311（代表） ② 地方整備課 電 話：011-709-2311（代表）
東北地方	東北地方整備局 〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 ① 河川環境課 電 話：022-225-2171（代表） ② 地域河川課 電 話：022-225-2171（代表）
関東地方	関東地方整備局 所在地：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 ① 河川環境課 電 話：048-600-1336（直通） ② 地域河川課 電 話：048-600-1903（直通）
北陸地方	北陸地方整備局 所在地：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 ① 河川計画課 電 話：025-280-8958（直通） ② 地域河川課 電 話：025-370-6768（直通）
中部地方	中部地方整備局 所在地：〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号館 ① 河川環境課 電 話：052-953-8151（直通） ② 地域河川課 電 話：052-953-8257（直通）
近畿地方	近畿地方整備局 所在地：〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 ① 河川環境課 電 話：06-6942-0608（直通） ② 地域河川課 電 話：06-6942-4407（直通）
中国地方	中国地方整備局 所在地：〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館 ① 河川環境課 電 話：082-221-9231（代表） ② 地域河川課 電 話：082-221-9231（代表）
四国地方	四国地方整備局 所在地：〒760-8554 高松市 サンポート3番33号 ① 河川計画課 電 話：087-811-8317（直通） ② 地域河川課 電 話：087-811-8318（直通）
九州地方	九州地方整備局 所在地：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎 ① 河川環境課 電 話：092-476-3525（直通） ② 地域河川課 電 話：092-476-3524（直通）
沖 縄	沖縄総合事務局 所在地：〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 ② 河川課 電 話：098-866-1911（直通）
全 国 (総括窓口)	かわまちづくりよろず相談窓口「かわよろず」 水管理・国土保全局 河川環境課 かわまちづくり担当 所在地：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電 話：03-5253-8447（直通） メールアドレス：hqt-kawayorozu@gxb.mlit.go.jp (セキュリティ対策のため、※は@に置き換えた上で送信願います。)